

掛川市建設工事低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、掛川市が発注する建設工事の請負契約の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（これらを政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者又は価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者（以下これらを「最低価格入札者等」という。）を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者又は価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者（以下これらを「次順位者」という。）を落札者とする場合において、あらかじめ実施する調査（以下「低入札価格調査」という。）について定めるものとする。

(調査の対象)

第2条 この要領は、総合評価落札方式を適用した競争入札により発注する建設工事を対象とする。

2 前項のうち調査基準価格を下回った入札を行った者を調査の対象者（以下「調査対象者」という。）とする。

(調査基準価格の算定方法)

第3条 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税相当額を加えて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定を適用する場合において、消費税相当額を加える前の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切捨てる。

3 第1項の規定にかかわらず、入札執行者が特に必要があると認めるときは、調査基準価格を、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内における適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。

(失格基準価格の設定)

第4条 前条の規定により調査基準価格を設ける場合においては、これに併せ、申込みのあった価格を理由として当該申込みをした者の落札者となる資格を失わせる判断を行うための価格（以下「失格基準価格」という。）を設けることができる。

2 失格基準価格は、調査基準価格算出の基礎となった額（消費税相当額加算前の額）に100分の80を乗じて得た額（千円に満たない額があるときは、その金額を切り捨てた額）に消費税相当額を加えた額とする。

(対象業者への周知)

第5条 本制度の円滑な運用を図るため、入札執行者は、入札公告等の際に、次のことを明示し、入札参加業者に周知する。

(1) 調査基準価格及び失格基準価格を設けていること。

(2) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法

(3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、最低価格入札者等であっても必ずしも落札者とはならない場合があること。

(4) 調査基準価格を下回る入札を行った者は事情聴取に協力すべきこと。

(5) 失格基準価格を下回る入札を行った者は、そのみを理由として落札者となる資格を失うこと。

(契約締結における条件)

第6条 調査対象者が落札した場合は、次のことを契約締結の条件とする。

(1) 主任技術者（監理技術者）とは別に、建設業法第26条第1項に規定する者と同等以上の技術者を専任で1名現場に補助技術者として配置し、主任技術者（監理技術者）を補佐し工事の品質確保に努めること。ただし、入札事務担当課長が、特に必要と認める場合は、補助技術者を、監理技術者資格を有する者とすることができる。

(2) 現場代理人、主任技術者（監理技術者）、専門技術者及び補助技術者は、これを兼ねることができない。

(開札処理)

第7条 開札の結果、調査基準価格を下回る入札をした場合には、入札執行者は、落札決定を保留し、落札者は後日決定する旨を入札参加業者に通知する。ただし、失格基準価格を下回る価格での入札を行った者については、次条の調査を行わないものとし、当該入札者を失格とする。

(調査の実施)

第8条 調査対象者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて、入札事務担当課長及び工事担当課長は、次の項目により、調査対象者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行い、低入札価格調査結果報告書(様式第1号)を作成する。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 入札金額の積算内訳
- (3) 手持工事の状況(対象工事現場付近及び関連工事、施工中の低入札価格調査対象工事、他機関の工事も含む)
- (4) 配置予定技術者
- (5) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連(地理的条件)
- (6) 手持資材の状況
- (7) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (8) 手持機械数の状況
- (9) 労務者の具体的供給見通し
- (10) 過去に施工した公共工事名及び、発注者及び成績状況
- (11) 建設副産物の搬出地
- (12) 経営内容、会社の概要
- (13) 経営状況 取引金融機関、保証会社等への照会
- (14) 信用状況 建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況、その他
- (15) その他の必要な事項

(調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置)

第9条 入札執行者は、調査の結果、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、直ちに最低価格入札者等を落札者と決定し、その旨を通知するとともに、その他の入札者に対して入札の結果を通知する。

(調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置)

第10条 入札執行者は、調査の結果、調査対象者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、次条に規程する掛川市低入札価格調査委員会(以下「委員会」という。)に審査を付託する。

(委員会の設置等)

第11条 前条の委員会は、掛川市指名競争入札者選定等委員会規程に規程する委員長及び委員をも

って充てる。

(委員会の審査結果に基づく落札者の決定等)

第 12 条 委員会の審査の結果、最低価格入札者等の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、入札執行者は直ちに最低価格入札者等を落札者と決定し、その旨を通知するとともに、その他の入札者に対して入札の結果を通知する。

2 委員会の審査の結果、最低価格入札者等の入札価格をもっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、入札執行者はその者を落札者とせずに、次順位者を落札者と決定する。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、当該次順位者について改めて低入札価格調査を行う。

3 前項の規定により、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者等に対しては落札者とし、旨を調査結果通知書（様式第 2 号）により通知し、次順位者に対しては落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者に対しては入札の結果を通知する。

附 則

この要領は、平成 31 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う入札から適用する。

年 月 日

低入札価格調査結果報告書

対象工事名		
工事場所		
工事概要		
入札方法		
入札（開札）日	年 月 日（ ）	
調査対象業者	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	
調査対象価格 (税抜き)	予定価格	円
	調査基準価格	円 予定価格との比率 %
	入札価格	円 予定価格との比率 %
調査結果	聴取日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
	聴取場所	
	聴取者	
	相手方職指名	
	入札結果表	別紙のとおり
	調査の内容等	別紙のとおり
意見		

別紙

調査項目

1	その価格で入札した理由	
2	入札金額の積算内訳	
3	手持ち工事の状況	
4	配置予定技術者	
5	契約対象工事箇所と入札者の 事業所、倉庫等との関連	
6	手持資材の状況	
7	資材購入先及び購入先と入札 者との関係	
8	手持ち機械数の状況	
9	労務者の具体的供給見通し	
10	過去に施工した公共工事名及 び、発注者及び成績状況	
11	建設副産物の搬出地	
12	経営内容、会社の概要	
13	経営状況	
14	信用状況	
15	その他	

第 号
年 月 日

最低価格入札者 様

掛川市長

調査結果通知書

年 月 日に入札を執行した下記の工事については、落札の決定を保留しましたが、調査の結果、貴社を落札者としなことに決定したので通知します。

記

- 1 工事名
- 2 入札金額 金 円
- 3 落札者としな理由
- 4 落札者
- 5 落札者の入札金額 金 円

契約金額	金	円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		円